

日本がん検診・診断学会学術企画委員会規程（定款施行細則第2号）

（2002年8月30日制定）

（2011年8月5日一部改訂）

（設置）

第1条 本会に細則第9条の規定に基づき、日本がん検診・診断学会学術企画委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 本委員会は、学術企画に関する基本構想を企画し、理事会に報告する。

（委員）

第3条 委員長及び委員は、理事長が理事会に諮って委嘱し、任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
委員の構成は委員長及び委員からなり、必要に応じて副委員長を置くことができる。副委員長は委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

（委員会）

第4条 本委員会は委員長が召集し議長となる。
委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を述べさせることができる。
本委員会の審議経過及び決定事項は、理事会及び総会に報告する。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は2002年8月30日から施行する。